

事業主殿

公益社団法人広島県労働基準協会

(この案内書は受講者にも周知してください)

職長等教育 開催案内

職長・安全衛生責任者教育

事業者は、その事業場が次に掲げる業種に該当する場合、新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、一定の教育を行わなければなりません。当協会は、事業者に代行して標記教育を行います。この機会にぜひ受講させていただきますようご案内します。

労働安全衛生法第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるもの(※1)に該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。(※2)

※1 労働安全衛生法施行令第19条(職長等の教育を行うべき業種)

法第60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 1 建設業(下欄の(注)にご留意ください。)
- 2 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
 - ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
 - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 3 電気業
- 4 ガス業
- 5 自動車整備業
- 6 機械修理業

(注) 建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一の仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任することとされており、一方、安全衛生責任者には職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく安全衛生責任者としての職務をも遂行することとなることから、平成13年3月26日付、厚生労働省通達基発第178号により労働安全衛生法第60条に定める職長等教育を併せた『職長・安全衛生責任者教育』(14時間)を行うことになりました。

お申込みの際は、いずれに該当するかご留意のうえ手続きしてください。

※2 労働安全衛生規則第40条(抜すい)

法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 2 異常時等における措置に関すること。
- 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止に関すること。 * 詳細は最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

1 内容

『職長等教育』及び『職長・安全衛生責任者教育』共通項目	
1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	2.0時間
2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	2.5時間
3 労働安全衛生法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	4.0時間
4 異常時等における措置に関すること	1.5時間
5 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	2.0時間

『職長・安全衛生責任者教育』受講者対象科目	
6 安全衛生責任者の職務等	1.0時間
7 統括安全衛生管理の進め方	1.0時間

2 受講料・テキスト代

*テキスト代は改定されることがあります。申込手続後に改定された場合は講習会場で差額をいただくことがありますのでご了承ください。*テキストは講習当日にお渡しします。

講習名	テキスト代(税込)	受講料(税込)
職長等教育	職長の安全衛生テキスト : 864円	会 員 : 14,040円 一 般 : 17,280円
職長・安全衛生責任者教育	職長の安全衛生テキスト : 864円 安全衛生責任者の実務必携 : 648円	
※建設業対象(6月、10月に開催) 職長・安全衛生責任者教育	職長・安全衛生責任者教育テキスト : 2,060円	

3 開催日程 及び 会場 (予定) *この予定は都合により変更する場合があります。申込時にご確認ください。

職長等教育 及び 職長・安全衛生責任者教育			
平成30年 4月 12・13日	広島市林業ビル	9月 6・7日	広島市林業ビル
4月 17・18日	三原市市民福祉会館	9月 19・20日	三原市市民福祉会館
4月 26・27日	広島市林業ビル	9月 20・21日	広島市林業ビル
5月 9・10日	広島市林業ビル	9月 25・26日	福山教習所
5月 15・16日	ビューポートくれ	10月 10・11日	尾道市長者原スポーツセンター
5月 21・22日	福山教習所	10月 15・16日	広島市林業ビル
5月 23・24日	広島市林業ビル	10月 22・23日	福山教習所
6月 6・7日	広島市林業ビル	※建設業対象 10月 25・26日	広島市林業ビル 【中止】
6月 12・13日	尾道市長者原スポーツセンター	11月 1・2日	福山教習所
6月 18・19日	府中商工会議所	11月 6・7日	ビューポートくれ
※建設業対象 6月 20・21日	広島市林業ビル	11月 14・15日	廿日市市商工保健会館
6月 25・26日	広島市林業ビル	11月 19・20日	広島市林業ビル
7月 9・10日	福山教習所	11月 29・30日	広島市林業ビル
7月 10・11日	廿日市市商工保健会館	12月 10・11日	広島市林業ビル
7月 12・13日	三次市職業訓練センター	12月 13・14日	福山教習所
7月 17・18日	広島市林業ビル	平成31年 1月 28・29日	広島市林業ビル
7月 30・31日	広島市林業ビル	2月 7・8日	ビューポートくれ
8月 1・2日	福山教習所	2月 21・22日	広島市林業ビル
8月 8・9日	広島市林業ビル	3月 4・5日	福山教習所
8月 23・24日	広島市林業ビル	3月 11・12日	広島市林業ビル
8月 30・31日	ビューポートくれ	3月 12・13日	尾道市長者原スポーツセンター
		3月 25・26日	広島市林業ビル
<p>※建設業対象＝建設業のみを対象とする職長・安全衛生責任者教育です。テキスト代にご確認ください。 ※建設業対象の記載がない開催日であっても、建設業の方も受講できます。</p>			

4 講習基準時間 (予定)

職長等教育	1日目	8:50～17:15	職長・安全衛生責任者教育	1日目	8:50～17:15
	2日目	8:50～15:05		2日目	8:50～17:15

* 会場の都合により開講・閉講時間が若干変動することがあります。
 詳細はお申込みの支部へお問い合わせ又は お申込後の受講票をご確認ください。

5 会場詳細 *会場周辺図は申込受付の際に受講票とともにお渡しますのでご参照ください。

広島市林業ビル 広島市中区上八丁堀8-23 8階	ビューポートくれ 呉市中通1-1-2
(公社)広島県労働基準協会 福山教習所 福山市瀬戸町山北1-1	三原市市民福祉会館 三原市城町1-18-1
尾道市長者原スポーツセンター 尾道市高須町985-25	三次市職業訓練センター 三次市東酒屋町306-69
府中商工会議所 府中市元町445-1	廿日市市商工保健会館 廿日市市本町5-1

* 福山教習所の駐車場は日常的に混雑していますので、出来るだけ公共交通機関でご来場ください。(JR備後赤坂駅より徒歩9分程度)

6 修了証

職長・安全衛生責任者教育修了者には『職長・安全衛生責任者教育修了証』を、
 職長等教育修了者には『職長等教育修了証』を即日交付します。

7 申込方法

右欄の申込書により最終ページに記載の最寄りの支部へお申し込みください。

8 その他

- ① 定員になり次第締め切りますので、**お早め**にお申し込みください。
- ② 開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足した場合は修了証を交付できませんのでご注意ください。
- ③ 受講料の払い戻しは原則としていたしませんので、欠席しないようにしてください。
- ④ 講習当日は、受講票及び筆記用具を持参してください。

出張講習のご相談承ります。お気軽にお問い合わせください。
お問い合わせは下記の最寄り支部まで

お申込みは、確実に予約ができるインターネット予約のご利用をお勧めします！

広島県労働基準協会

検索

当協会のホームページをご覧ください



ネット予約する

(空席状況の確認もできます)

【お申込みは次の公益社団法人広島県労働基準協会の最寄りの支部まで】

◎**広島中央支部**(電話082-228-5475・FAX082-221-5045)

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8階

◎**呉支部**(電話0823-22-1359・FAX0823-22-1324)

〒737-0051 呉市中央3-8-21 大之木ダイモ本社ビル4階

◎**福山支部**(電話084-949-2022・FAX084-949-2034)

〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1

◎**三原支部**(電話0848-64-7600・FAX0848-64-7601)

〒723-0016 三原市宮沖2-13-8

◎**尾道支部**(電話0848-22-3432・FAX0848-22-3444)

〒722-0002 尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター202

◎**三次支部**(電話0824-62-3945・FAX0824-62-3947)

〒728-0013 三次市十日市東4-7-5 三興ビル3階

◎**広島北支部**(電話082-814-2354・FAX082-815-5562)

〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45 木村ビル1階

◎**府中支部**(電話0847-45-5012・FAX0847-45-5012)

〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階

◎**廿日市支部**(電話0829-32-3851・FAX0829-32-3852)

〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26

*** 不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください ***